目 次

25051	健康診断の実施	
		1
	一般定期健康診断の結果の通知	3
	健康診断の結果の記録	5
	深夜業などの従事者への健康診断	7
	有害業務従事者への特殊健康診断	9
	雇入れ時健康診断	10
	パート社員への一般定期健康診断	11
	派遣社員への健康診断	12
25052	衛生推進者の選任	
	衛生推進者の選任	13
29093	医師からの意見聴取	
	健康診断結果への医師などからの意見聴取	1 5
25094	医師からの意見に基づく改善措置	
	健康診断実施後の措置	17
25095	従業員からの意見聴取	
	── 従業員からの意見聴取の機会の確保 ──	19
25096	産業医の選任	
	── 産業医の選任 ──	2 1
25057	産業医の職務と保健指導	
		23
	── 保健指導の実施 ──	25
25058	衛生委員会の設置	
		27
25059	健康づくりなどの推進	
	健康教育などの宝施	29
	体育活動などへの便宜供与	30
	──健康の保持増進・メンタルヘルス対策の実施 ──	3 1
	── 快適職場づくり ──	
付録	産業保健関係機関案内	



一般定期健康診断の実施

あなたの会社は、年1回、定期に一般健康診断を実施していますか?

はい

いいえ

一般定期健康診断の必要性

従業員の安全と健康を守るための「労働安全衛生法」という法律は、経営者に対して、「1年に1回、定期に健康診断を実施」することを義務づけています。これを「一般定期健康診断」といいます。たとえ従業員が1人でも、実施する義務があります。(労働安全衛生法66条1項)

一般定期健康診断*は、従業員が元気に働くことができるよう、胸部エックス線検査、血圧の測定、肝機能検査などの定められた項目を実施し、その結果を健康管理に生かすためのものです。

この一般定期健康診断を実施しない経営者は、処罰されることがあります。

→ 一般定期健康診断を実施するための方法については、右ページの欄をご覧ください。

*「一般定期健康診断の項目」既往歴及び業務歴の調査、自覚症状及び 他覚症状の有無の検査、身長・体重・視力及び聴力検査、胸部X線検査 及び喀痰検査、血圧の測定、貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血 糖検査、尿検査、心電図検査。なお、これらの中には年齢、医師の判断に より省略可能な項目があるので、産業医または健康診断機関にご相談く ださい。

一般定期健康診断の実施方法

近くの診療所、病院などで一般定期健康診断が受診できないか相談してみてください。できれば、「産業医*」の資格を持っている医師がいる診療所などに相談してください。受診が可能な場合は、毎年、定期に全従業員を受診させてください。

近くの診療所などで一般定期健康診断が受診できない場合は、 もよりの健康診断機関*に連絡を取り、毎年、定期に全従業員 を受診させてください。



- *「産業医」会社の従業員の健康管理を産業医学の専門家として実施することのできる資格を持った医師。労働安全衛生法により、会社の規模に応じて選任基準があり、従業員50人以上の会社は、産業医を選任する義務があります。
- *「健康診断機関」付録のリストを参照してください。 なお、国は全国労働衛生団体連合会に委託し、「総合精度管理事業」を実施して おり、本事業に参加し、評価が一定レベルに達した健康診断機関が公表されてい ますので積極的に活用してください。全国労働衛生団体連合会の連絡先は、付録 のリストを参照してください。

2

ステップ・

一般定期健康診断の結果の通知

あなたの会社では、一般定期健康診断の結果を受診した従業員に通知していますか?

はい

いいえ

-般定期健康診断の結果の通知の必要性

労働安全衛生法は、経営者に対して、一般定期健康診断の結果を受診した従業員すべてに通知することを義務づけています。(労働安全衛生法66条の6)

これは、一般定期健康診断の結果を本人が知り、自らの健康管理に役立てるためです。この通知を行わない経営者は、処罰されることがあります。

→具体的な通知の方法については、右ページの欄をご覧ください。



一般定期健康診断結果の通知の方法

近くの診療所などで一般定期健康診断を受診させた場合は、その結果を労働衛生の担当者に渡すようにお願いしてください。 受け取った結果は、コピーをとった後、コピーを受診した従業員に渡してください。

健康診断機関で一般定期健康診断を受診させた場合は、健康診断機関から、本人用と会社の保存用の2つの健康診断結果が送付されてくる場合がありますので、本人用の結果を受診した従業員に渡してください。



3

ステップ・

健康診断の結果の記録

あなたの会社では、健康診断の結果を記録し て保存していますか?

はい

いいえ

健康診断結果の記録の必要性

労働安全衛生法は、経営者に対して、実施した健康診断の結果を記録して保存することを義務づけています。 (労働安全衛生法66条の3)

例えば、肝機能などの検査結果の経時的変化を見ながら、 生活習慣病(成人病)の早期発見と予防のための健康管理や適性配置などの就業上の配慮を行うためです。この 記録と保存を行わない経営者は、処罰されることがあります。

→ 具体的な記録と保存の方法については、 右ページの欄をご覧ください。

健康診断結果の記録と保存の方法

労働安全衛生法は、健康診断結果を記録するための様式を定めています。健康診断を近くの診療所などで受診した場合は、医師と相談し、所定の様式で健康診断の結果をもらうようにしてください。

健康診断を実施した医師が様式を知らないようでしたら、もよりの地域産業保健センター*(以下「地域センター」といいます。)または産業保健推進センター*(以下「推進センター」といいます。)にお問い合わせください。

健康診断機関で受診させた場合は、所定の様式で結果が通知さ

れますので、保存しておいてください。

健康診断結果の記録と保存に当たっては、従業員の健康管理以外の目的で使用しないなどプライバシーの保護に配慮する必要があります。

*「産業保健推進センター(推進センター)」

産業医、産業看護職、衛生推進者などの産業保健関係者への支援を目的に、厚生労働省からの交付金により労働福祉事業団が各都道府県の県庁所在地に設置しているもの。研修の実施、図書・ビデオなどの貸し出し、窓口相談などを実施しています。

*「地域産業保健センター(地域センター)」

従業員50人未満規模の小規模企業の産業保健を支援するために、厚生労働省からの委託により、郡市区医師会が設置しているもの。全国に347カ所あり、健康相談、個別訪問、保健指導などを実施しています。

推進センター、地域センターの連絡先は付録のリストを参照してください。



ステップ・

深夜業などの従事者への健康診断

あなたの会社には、月4回以上、午後10時から午前5時までの間に働く従業員がいますか?

いいえ

61

は

深夜業などの従事者への健康診断の必要性

労働安全衛生法は、経営者に対して、深夜業(午後10時から午前5時までの間に働くこと)に従事する従業員や著しく暑熱・寒冷などの環境で働く従業員については、半年に1回の健康診断を受診させることを義務づけています。 (労働安全衛生法66条1項)

これは、深夜業が通常の体内のリズムに反して働くため、

身体の調子を崩しやすいなど、より手厚い健康管理が必要なためです。この健康診断を受診させない経営者は、

処罰されることがあります。

→ 具体的な健康診断の 実施方法については、 右ページの欄をご覧 ください。

深夜業などの従事者の健康診断の実施方法

健康診断の項目などは、一般定期健康診断と同一です。深夜業などに従事している全ての従業員に、必ず半年に1回、健康診断を受診させてください。

深夜業の他に半年に1回の健康診断が必要な仕事は、著しい暑熱・寒冷・振動・強烈な騒音・重量物取り扱い・坑内・有害物のガス・蒸気・粉じんなどの環境で働く業務です。

なお、深夜業従事者が年2回の法定健康診断に加えて自発的に 健康診断を受診する場合には、費用の一部を助成する制度があ ります。

詳しくは推進センターにお問い合わせください。





ステップ・

有害業務従事者への特殊健康診断

あなたの会社では、シンナーなどの有害な化学物質を取り扱うなど、有害な業務がありますか?

はい

いいえ

有害業務従事者への特殊健康診断の必要性

労働安全衛生法は、経営者に対して、シンナー・鉛・クロム酸などの有害物を取り扱う従業員を対象とした特殊健康診断を実施することを義務づけています。

(労働安全衛生法66条2項)

シンナーなどの有害物は、中毒などの職業病を引き起こ すおそれが高く、特殊健康診断を行って、そ の結果に基づき健康管理を推進する必要が あるためです。この特殊健康診断を実施し ない経営者は、処罰されることがあります。

長体的な健康診断の実施方法については、下の欄をご覧ください。

有害業務従事者への特殊健康診断の実施方法

どのような有害物を取り扱うかによって、どのような健康 診断を実施したらよいか異なりますので、お近くの産業医、 もよりの地域センターまたは推進センターにご相談ください。 地域センターからの訪問指導を受けることもできます。 6

雇入れ時健康診断

あなたの会社で、最近新しく雇った人がいますか?

はい

いいえ

次のページ

雇入れ時健康診断の必要性

労働安全衛生法は、経営者に対して、新しく雇った従業員に、健康診断を実施することを義務づけています。(労働安全衛生法66条1項)雇入れ時健康診断は、新しい従業員の健康状態を把握して今後の健康管理に役立てるためのもので、この健康診断を実施しない経営者は、処罰されることがあります。

具体的な健康診断の実施方法については、下の欄をご覧ください。

雇入れ時健康診断の実施方法

雇入れ時の健康診断は、一般定期健康診断と取り扱いが少し違いますので、一般定期健康診断を実施している診療所や健康診断機関に「雇入れ時健康診断」である旨を伝えて受診させてください。

パート社員への一般定期健康診断 あなたの会社で、パート社員などの短時間従業 員で、週30時間以上働いている人がいますか?

いいえ

ステップ・

パート社員への一般定期健康診断の必要性

労働安全衛生法は、経営者に対して、パート社員などの短 時間しか働かない従業員でも、週30時間以上(正規従業員 の4分の3以上)働く人には、一般定期健康診断を受診させ ることを義務づけています。(労働安全衛生法66条1項)

これは、パート社員という名前ではあっても 実質的に正規従業員とほとんど変わらない時 間働くのであれば、正規従業員と同じレベルの 健康管理をする必要があるからです。パート社 員に対して、一般定期健康診断を実施しない 経営者は、処罰されることがあります。

具体的な健康診断の実施方法については、下の欄をご覧ください。

パート社員への一般定期健康診断の実施方法

具体的な一般定期健康診断の実施方法については、2.4.6 ページの欄をご覧ください。

派遣社員への健康診断

あなたの会社には派遣社員がいますか?

は

いいえ

派遣社員への健康診断の必要性

派遣社員に関係する事項を規定している「労働者派遣法」という 法律では、派遣会社(派遣元)に対して、派遣社員の一般定期健康 診断を実施することを義務づけています。ただし、有害業務に派遣 社員をつかせている場合は、派遣社員の派遣を受けている会社(派 遺先)の経営者に対して特殊健康診断実施が義務づけられています。 (労働者派遣法45条3項)

派遣社員の特殊健康診断を実施しない場合は、処罰されることが あります。

具体的な健康診断の実施方法については、下の欄をご覧ください。

派遣社員への健康診断の実施方法

派遣会社に派遣社員の一般定期健康診断を実施し ているか確認してください。特殊健康診断の実施方 法については、9ページの下の欄をご覧ください。

次のページへ

1

衛生推進者の選任

あなたの会社には、10人以上の従業員が いますか?

はい

いいえ

あなたの会社は衛生推進者を選任していますか?

いいえ

はい

衛生推進者の選任の必要性

労働安全衛生法は、常時雇用する従業員(パート社員を含みます。) が10人以上いる会社の経営者に対して、「衛生推進者」を選任す ることを義務づけています。(労働安全衛生法12条の2)

「衛生推進者」とは、会社の中で健康診断の実施、その他の健康保持増進のための業務を担当する人です。

なお、製造業、建設業などでは「安全衛生推進者」を選任する必要があります。詳しくは推進センターにお問い合わせください。

衛生推進者の選任方法については、右ページの欄をご覧ください。

衛生推進者の選任の方法

衛生推進者には、健康診断の実施事務やそれに基づく健康管理 などの業務を担当する者を選任してください。

衛生推進者は、会社の従業員でなければなりませんが、他の仕事と兼務してかまいません。

お近くに、「労働衛生コンサルタント*」の事務所がある場合は、 労働衛生コンサルタントを衛生推進者として選任することがで きます。



*「労働衛生コンサルタント」

会社からの依頼により、その会社の労働衛生水準の向上のため、衛生診断、改善指導などを行うコンサルタント。労働安全衛生法に基づく国家資格。

、医師からの意見聴取

健康診断結果への医師などからの 意見聴取

あなたの会社は、健康診断で異常の所見があ った従業員について、健康を保持するために必 要な措置について、医師から意見を聴いてい ますか?

は

いいえ

健康診断結果への医師などからの意見聴取の必要性

労働安全衛生法は、経営者に対して、健康診断で異常 の所見があった従業員の健康保持のために必要な措置(就 業上の配慮事項など)について医師から意見を聴取する ことを義務づけています。(労働安全衛生法66条の4)

従業員の健康を保持するためには、異常のあった健康 診断結果を専門家である医師に見せて、どのような措置

が必要なのか意見を述べ てもらい、その意見を改 善措置に反映することが 大切です。

具体的な意見聴取の方 法については、右ペー ジの欄をご覧ください。



健康診断結果への医師などからの意見聴取の方法

健康診断を近くの診療所などで実施した場合は、その診療所な どの医師に、結果を見てもらい、意見を聴きましょう。この場合、 できれば産業医に見ていただいた方がよいでしょう。

健康診断機関で受診させた場合は、近くの診療所などの医師(で きれば産業医)から意見を聴くか、もよりの地域センターの窓 口相談を利用して医師から意見を聴いてください。

また、地域センターでは、個別訪問を行っていますので、必要 に応じて地域センターと相談してみてください。

健康診断機関に産業医がいる場合は、その産業医から意見を聴 いてもかまいません。

医師への意見聴取は、健康診断実施日から3か月以内に実施し

医師の意見は、定めら れた様式である「健康 診断個人票」に記入し てもらわなければなり ません。

様式の内容などについ ては、医師に相談するか、 もよりの地域センター または推進センターへ お問い合わせください。



推進センター・地域センターの連絡先は付録のリストを参照してください。



医師からの意見に基づく 改善措置



健康診断実施後の措置

あなたの会社は、健康診断で異常の所見があった者について、聴取した医師の意見を踏まえて、 その従業員に対する就業上の措置や、作業環境の改善を実施していますか?

はい



健康診断実施後の措置の必要性

労働安全衛生法は、経営者に対して、健康診断で異常な所見があった従業員について、医師などから聴取した意見を勘案して就業上の措置や作業環境の改善を実施することを義務づけています。(労働安全衛生法66条の5)

なんらかの異常な所見のある従業員の健康を保持する ためには、就業場所を変更したり、作業そのものを変更 したり、設備などを改善したりする必要がある場合があり ます。医師などの意見を踏まえて、適切な措置をとりましょう。

> → 具体的な措置の方法については、 右ページの欄をご覧ください。

健康診断実施後の措置の方法

就業上の措置

異常な所見のあった従業員の健康を保持するためには、その 従業員の実情に応じて、就業場所の変更、作業の転換、労働時間 の短縮、深夜業回数の減少などの措置が必要な場合があります。 医師の意見を踏まえて、適切な措置を講じましょう。

作業環境の改善

異常な所見のあった従業員の健康を保持するためには、作業 環境測定を実施し、その結果に基づき、必要な場合は、設備の改 修や、防音装置などの新たな設備の設置を行う必要があります。

具体的な設備などの改善の方法については、推進センターか、 労働衛生コンサルタントに相談してください。



推進センター、労働衛生コンサルタントの連絡先は付録のリストを参照してください。



従業員からの意見聴取

1

従業員からの意見聴取の機会の確保

あなたの会社は、労働衛生に関する事項について、従業員から意見を聴くための機会を設けていますか?

はい

しいえ

従業員からの意見聴取の必要性

労働安全衛生法令は、経営者に対して、労働衛生(従業員の健康の保持・増進)に関する事項について従業員の意見を聴く機会を設けることを義務づけています。

(労働安全衛生規則23条の2)

従業員の健康の保持・増進を効果的に進めるためには、 従業員の参加を求め、その理解と協力を得ることが重要 です。

→ 具体的な意見聴取の方法については、右ページの欄をご覧ください。



従業員からの意見聴取の方法

従業員の意見を聴取するための機会としては、職場の懇談会、 従業員の常会などを開催することなどがあります。形にはとら われず、従業員の意見をできるだけ広く集められるように努力 してください。

時期としては、従業員全員が集まりやすい適切な時期に実施してください。意見を聴取する内容としては、作業環境の改善、 点検方法、作業方法、衛生教育の計画、健康診断とその事後措置など、従業員の健康の保持・増進に関わる事項です。



産業医の選任

1

産業医の選任

あなたの会社は、産業医を選任していますか?

はい

しいえ

産業医の選任の必要性

労働安全衛生法は、従業員数50人以上の規模の会社の経営者に対して、産業医を選任して職場巡視などの業務を実施するための権限を与えることを義務づけています。 (労働安全衛生法13条)

50人未満の会社でも、できれば産業医を選任すること が望ましいでしょう。

産業医は、健康診断などの健康管理、衛生教育などを 行うとともに職場巡視なども行い、必要に応じて経営者に 対して勧告や助言・指導を行うことのできる医師です。従

業員の健康確保のために、ぜひ産業医を選任しましょう。

産業医を選任することができない場合でも、もよりの地域センタ

- ーで、登録産業医から産業保健サ
- ービスを受けることができます。

産業医の主な業務

健康管理

作業環境の管理

作業の管理

衛生教育

産業医を選任するための具体的な方法は、 右ページの欄をご覧ください。

産業医の選任方法

近くの診療所、病院に産業医の資格を有した医師がいる場合は、 その人に産業医になってもらえないか相談してみてください。で きれば健康診断を受診している診療所などがよいでしょう。

近くに産業医の資格を有した医師がいるかどうかわからないとき は、もよりの地域センターや郡市区医師会へ相談し、お近くの産 業医の資格を有した医師を紹介してもらってください。

健康診断機関で健康診断を受診させている場合は、その健康診断機関に産業医の資格を有した医師がいる場合がありますので、相談してみてください。

産業医を選任するときは、きちんとした契約書を取り交わしましょう。その中には、年間何回会社を訪問してもらえるかなど産業 医から受けるサービス内容と、支払う金額を明記しましょう。標準的な契約書例を推進センターで配付しておりますので、お問い合わせください。

従業員数50人未満の会社が何社か集まって、産業医を共同で選任する場合には、その費用について助成を受けることができます(産業医共同選任助成金^{*})。詳しくは推進センターへお問い合わせください。

産業医を選任できない場合でも、もよりの地域センターの登録産業医による窓口相談、個別訪問を受けることができます。詳しくは地域センターへお問い合わせください。

*「産業医共同選任助成金」

複数の従業員50人未満規模の小規模事業場が共同で産業医を選任する場合に受けられる助成金。事業場の規模によって年間5万円~8万円の助成が受けられる。受給の申請は推進センターで受けつけています。

推進センター・地域センターの連絡先は付録のリストを参照してください。

産業医の職務と保健指導

1

ステップ

産業医の職務

あなたの会社は、選任している産業医に、健康 診断などの健康管理、作業環境管理、作業管理、 衛生教育などの職務を行わせていますか?

はい

いいえ

産業医の職務の必要性

労働安全衛生法は、経営者に対して、産業医に健康診断などによる健康管理、作業環境の管理、作業の管理、健康相談、衛生教育などの職務を行わせることを義務づけています。(労働安全衛生法13条)

これらを適切に実施するには、産業医学の専門知識が必要ですので、選任した産業医からの勧告や助言、指導を受けることが重要です。また、新たに雇入れた従業員などに対しては、作業で使用する有害物による健康障害や作業の姿勢などで発生する腰痛の防止について、衛生教育を受けさせることも大切です。

さらに、産業医には、これらの事項を実施するために職場を巡視して従業員の健康を保持するために必要な措置について、勧告や助言・指導をしてもらう必要があります。

→ 具体的な産業医の活動に対する配慮事項に ついては、右のページの欄をご覧ください。

産業医の活動に対する配慮事項

産業医の職務内容は、健康診断、作業環境管理、作業管理、健康相談、衛生教育などがありますが、具体的な内容については、 選任した産業医とよく相談して決めてください。

産業医は、定期に職場を巡視し、従業員の健康を保持するため に必要な措置を勧告や助言・指導する必要がありますので、産 業医が職場を巡視できるようにしてください。



産業医の職務と保健指導

2

ステップ

保健指導の実施

あなたの会社は、選任している産業医や保健 師に、健康診断結果に異常な所見がある従業 員に対して、保健指導を行わせていますか?

はい

いいえ

保健指導の必要性

労働安全衛生法は、経営者に対して、健康診断の結果に 異常な所見があるなど特に健康の保持に努める必要があ る従業員を対象とした、医師又は保健師による保健指導の 実施に努めることを義務づけています。

(労働安全衛生法66条の7)

保健指導は、労働者の自主的な健康管理を促すのに有効であり、生活習慣病などを防止するために必要な従業員の生活習慣の改善などに効果的です。産業医を選任している場合は、ぜひ保健指導を実施してもらいましょう。

→ 具体的な保健指導の実施方法については、右ページの欄をご覧ください。



保健指導の実施方法

保健指導は、産業医を選任している場合は産業医に実施してもらいましょう。

産業医を選任していない場合は、もよりの地域センターの産業 医による窓口相談、訪問指導を利用して、保健指導を実施して ください。地域センターに登録されている、産業保健に詳しい 保健師に保健指導を実施してもらっても結構です。

保健指導の実施方法は、産業医などに相談してください。方法としては、面談による個別指導、文書による指導があります。

保健指導が必要な従業員の選定は、健康診断結果を産業医に示して判断してもらってください。

保健指導の内容は産業医などに相談することになりますが、生活習慣の指導、健康管理の情報提供、再検査受診の勧奨、治療の勧奨などがあります。



地域センターの連絡先は付録のリストを参照してください。

衛生委員会の設置

1

衛生委員会の設置

あなたの会社は、従業員の健康障害防止対策などについて、従業員が意見を述べるための「衛生委員会」を設けていますか?

いいえ

はい

衛生委員会の必要性

労働安全衛生法は、従業員数50人以上の規模の会社の経営者に対して、労使と産業医が参加する衛生委員会を設置することを義務づけています。 (労働安全衛生法18条)

50人未満の会社でもできれば設置することが望ましいでしょう。 従業員の健康の保持増進のための措置が効果的に行われるため には、活動の進め方に従業員が参加し、その意見が反映される必要 があります。さらに、衛生推進者、産業医、従業員などの関係者によ る継続的な取組も重要です。

↓ 具体的な衛生委員会の構成などについては、下の欄をご覧ください。

衛生委員会の構成と委員指名の方法

衛生委員会は、会社の役員クラスの役職員、衛生推進者、産業医、 労働衛生に関して経験のある従業員の各委員で構成されます。 従業員の委員を指名する場合は、労働組合または従業員の過半数 を代表する者の推薦に基づいて指名しなければなりません。 2

衛生委員会での審議

あなたの会社は、定期的に衛生委員会を開催し、 従業員の健康障害防止のための基本対策など の事項を審議していますか?

いいえ

はし

次のページ

衛生委員会の活動の必要性

労働安全衛生法は、経営者に対して、健康障害防止の基本対策や健

康の保持増進のための基本対策など について衛生委員会で審議させることを義務づけています。

(労働安全衛生法18条)

↓ 具体的な衛生委員会の運営方法など については、下の欄をご覧ください。



次のページへ

衛生委員会の運営方法

衛生委員会で審議しなければならない事項は、.健康障害防止のための基本対策、.健康の保持増進のための基本対策、.労働災害(職業病の発生)の原因調査、.規定の作成、教育計画などです。

50人以上の規模の会社では、月1回開催することが義務づけられていますが、50人未満の会社では、産業医と相談し、少なくとも半年に1回は開催するようにしましょう。

衛生委員会は、できるだけ産業医が会社を訪問しているときに実施し、産業医からの説明や意見を聴く機会を設けましょう。

、健康づくりなどの推進

健康教育などの実施

あなたの会社では、従業員に対する健康教育、 健康相談などを計画的に実施していますか?

しししえ

は L1

健康教育などの必要性

労働安全衛生法は、経営者に対して、従業員への健康教育や健康 相談などの従業員の健康の保持増進のために必要な措置の、継続 的かつ計画的な実施に努めることを義務づけています。また、従業 員も、この措置を利用して、健康の保持増進に努めなければならな いとされています。(労働安全衛生法69条)

技術革新による職場環境の急激な変化に伴うストレスや、職場不 適応などの心の健康問題などに対応するためには、健康教育や健康 相談が効果的です。産業医にお願いして、是非実施していただきま しょう。

具体的な健康教育などの実施方法については、下の欄をご覧ください。

健康教育などの実施方法

産業医を選任している場合は、産業医が職場巡視などで会社に来 ているときに、健康講話や健康相談を実施してもらってください。 産業医を選任していない場合は、もよりの地域センターに連絡を とり、センターの登録産業医による窓口相談、個別訪問を利用し て健康相談などを実施してください。

地域センターの連絡先は付録のリストを参照してください。

体育活動などへの便宜供与

あなたの会社では、体育活動、レクリエーション などの活動について、便宜を供与していますか?

いいえ

は L.V

体育活動などの必要性

労働安全衛生法は、経営者に対して、体育活動、レクリエーションそ の他の活動について、便宜を供与するなどの必要な措置の実施に努 めることを義務づけています。(労働安全衛生法70条)

健康の保持増進のためには、体育活動やレクリエーションは大切で す。従業員がそれらの活動を実施できるよう、便宜を図ることが必要 です。

◆ 便宜供与の具体的な方法については、下の欄をご覧ください。

体育活動などへの便宜供与の方法

便宜供与の内容には、会社の運動会 や親睦会の実施に当たっての支援や施 設の提供、同好会活動などへの施設の 提供などが考えられます。



なった。 健康づくりなどの推進

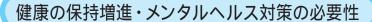
3

健康の保持増進・メンタルヘルス 対策の実施

あなたの会社では、健康づくりのための活動トータルヘルスプロモーションプラン(THP)の活動を行っていますか?

いいえ

はい



労働安全衛生法に基づいて、単に疾病の予防や健康障害の防止 のみならず、健康を積極的に増進していくことを助けるために、国が 指針を公表しています。(労働安全衛生法70条の2)

公表された指針に基づく健康づくりは、トータルヘルスプロモーションプラン(THP)と呼ばれ、中央労働災害防止協会を通

じ、支援事業も行われています。

また、近年、メンタルヘルス関係の問題が多く発生しています。心の健康づくり指針(メンタルヘルス指針) も公表されており、それに基づく適切な措置が必要です。

具体的な進め方については、下の欄をご覧ください。

健康保持増進措置・メンタルヘルス対策の実施方法

THP指針、メンタルヘルス指針の内容については、産業医、もよりの地域センター、推進センターまたは中央労働災害防止協会のサービスセンターにお問い合わせください。

THPの支援事業に関しては、産業医とよく相談した上で、もよりの中央労働災害防止協会のサービスセンターにお問い合わせください。中災防サービスセンターの連絡先は付録のリストを参照してください。

4

快適職場づくり

あなたの会社では、快適職場づくりに 取り組んでいますか?

いいえ

はい

終了

快適職場づくりの必要性

労働安全衛生法は、快適な職場環境をつくるため、経営者に対して、 作業環境を快適な状態に維持すること、作業方法の改善、従業員の疲 労回復のための施設などの整備などに努めることを義務づけています。 また、この快適職場づくりを助けるための指針を公表しています。

(労働安全衛生法71条の2、71条の3)

公表されている指針は、快適指針と呼ばれ、中央労働災害防止協会が快適職場の認定事業を実施しており、一定の要件を満たせば、助成を受けることができます。

また、近年、受動喫煙による健康影響が問題となっており、分煙などの対策が必要不可欠になっています。 喫煙対策のガイドラインも公表されており、それにしたがって適切な対策をとりましょう。

具体的な進め方は下の欄をご覧ください。

快適職場づくりの方法

快適指針の内容については、お近くの産業医、もよりの地域センターまたは推進センターへお問い合わせください。

快適職場の認定、助成については、もよりの中央労働災害防止協会 の快適職場推進センターにお問い合わせください。

喫煙のガイドラインについては、もよりの地域センター、推進センターまたは快適職場推進センターにお問い合わせください。

快適職場推進センターの連絡先は付録のリストを参照してください。